解散公告

当社は解散したので、債権を有する方は、掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

広島県東広島市西条町郷曽一〇三六三―三
ハムレットコミューンＪ棟三〇四号室
合同会社元鶴商事
清算人　ゴ　キンソ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

広島市西区古江西町八丁目二四番二号
ライフケア虹橋株式会社
代表清算人　岩井　艶子

解散公告

当社は、令和八年一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

山口県周南市今宿町四丁目八番地
有限会社コウデン社
清算人　水津　昌巳

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

山口県岩国市麻里布町一丁目七番二一―一〇一
有限会社ケムインフォナビ
清算人　西村　竜一

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

徳島県鳴門市撫養町斎田字大堤三一二番地
有限会社つくし
清算人　四宮　千代

解散公告

当社は、令和八年一月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

沖縄県沖縄市比屋根七丁目六番一―一〇二号
株式会社Ａｓｃｅｎｄ
代表清算人　島袋奈々緒

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

山口県光市大字岩田七〇一番地　観音教堂
清算人　國續美恵子

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

沖縄県国頭郡国頭村字安田六二七番地一九
農事組合法人かわたファーム
清算人　與那嶺勝子

解散公告（第二回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

秋田県横手市平鹿町醍醐字中石ノ塔七番地
農事組合法人リッチライス
清算人　永須　忠雄

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月六日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

愛知県長久手市下山一〇番地一
下山土地区画整理組合
代表清算人　寺島　孝典

解散公告（第三回）

当法人は、福島地方裁判所郡山支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

福島県郡山市本町七番地
宗教法人神習教心睦講社
（お申出先　福島県郡山市開成三丁目八番八号ＯＫＩＮＯビル一〇三号室吉田健祐法律事務所気付）
清算人　吉田　健祐

解散公告（第三回）

当法人は、定款で定める解散事由の発生により令和七年十一月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘二丁目四〇番五号野口ハイツ一階
医療法人社団恵真会
清算人　菅田　恵未

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十五日

大阪府八尾市天王寺屋三丁目一一二番地
医療法人清征会
清算人　金子紳一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月五日
掲載頁　八十二頁（号外第二十六号）
令和八年二月二十五日

札幌市中央区北十二条西二十丁目二番一号
星野水産株式会社
代表取締役　藤田　靖

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十五日

青森県十和田市東三番町三番二七号
（甲）十和田タクシー株式会社
代表取締役　田中　宏一
青森県十和田市西二番町一三番三一号
（乙）有限会社八甲タクシー
代表取締役　田中　宏一

第75期決算公告

令和８年２月25日

青森県十和田市東三番町３番27号
十和田タクシー株式会社
代表取締役　田中　宏一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,605
	固定資産	21,809
	合計	27,414
負債及び純資産の部	流動負債	6,218
	固定負債	48,688
	株主資本	△27,492
	資本金	10,000
	利益剰余金	△37,491
	（うち当期純損失）	(4,387)
	合計	27,414